

法人町民税

◇納税義務者

法人の町民税は、金武町に事務所や事業所などを有する法人や、人格のない社団等に課税される税金です。個人の町民税と同様に均等割と国税である法人税の額に応じて負担していただく法人割があります。

税額について

均等割

法人の資本金等の金額と町内にある事務所又は事業所等の従業員数に応じて納めます。

均等割額＝(事務所又は事業所等を有していた月数／12ヶ月)×税率

法人区分	資本等の金額	金武町内に有する事務所等の従業員の合計	税率(年額)
1	1,000万円以下	50人以下	50,000円
2	1,000万円以下	50人を超える	120,000円
3	1,000万円を超え1億円以下	50人以下	130,000円
4	1,000万円を超え1億円以下	50人を超える	150,000円
5	1億円を超え10億円以下	50人以下	160,000円
6	1億円を超え10億円以下	50人を超える	400,000円
7	10億円を超える	50人以下	410,000円
8	10億円を超える	50人を超える	1,750,000円
9	50億円を超える	50人を超える	3,000,000円

法人税割

法人税割額＝国の法人税額×税率(12.3%)

◇申告と納付

法人町民税は、事業年度が終了後、一定期間内に税額を算出し申告するとともにその税額を納付していただく申告納税方式となっています。

区分	申告期限と納付税額
予定申告	・事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内 ・年額均等割額の1/2と前事業年度の法人税割額の1/2の合計額
中間申告	・事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内 年額均等割額の1/2と中間仮決算により算出した法人税割額の合計額
確定申告	・事業年度終了の日以後2ヶ月以内 ・均等割額と法人税割額の合計額 ただし、予定・中間申告を行った法人はその税額を差し引いた税額

◇設立・異動・変更などの届出

設立(設置)届出

金武町内に法人などを設立又は事務所を開設した場合、設立届を提出してください。

異動届

法人等が事業年度、名称、所在地、代表者、組織及び資本等の金額などの変更を行った場合、または事務所や事業所などの解散、休業、廃止などを行った場合は異動届を提出してください。

※届け出する申告書の様式は、申請書様式ダウンロードをご利用ください。

※添付書類は下記の表を参照してください。

【お問い合わせ】税務課 TEL098-968-2112

[このページのTOPへ](#)

添付書類

設立(変更)等事項	異動区分	添付書類		
		登記簿 謄本	定款	その他
町内に法人等を設立した場合	設立	○	○	
町内に事務所等を開設した場合	設置	○	○	
町内に本店を移転した場合	転入	○	○	
町内にあった本店を町外に移転した場合	転出	○	○	
合併した場合(合併解散した場合も同じ)	合併	○	○	合併契約書(写)
解散・清算終了した場合	解散	○	○	
休業した場合	休業	—	—	休業に至る理由書
町内の事務所等を廃止した場合	廃止	—	—	
組織変更を行った場合	異動	○	—	
事業年度を変更した場合	異動	○	○	
商号・資本金等・代表者・事業目的を変更した場合	異動	○	○	
町内の事務所等の所在地を変更した場合	異動	—	—	
町内の事務所等の名称を変更した場合	異動	—	—	